

実証実験の概要

1. 実証実験の実施目的

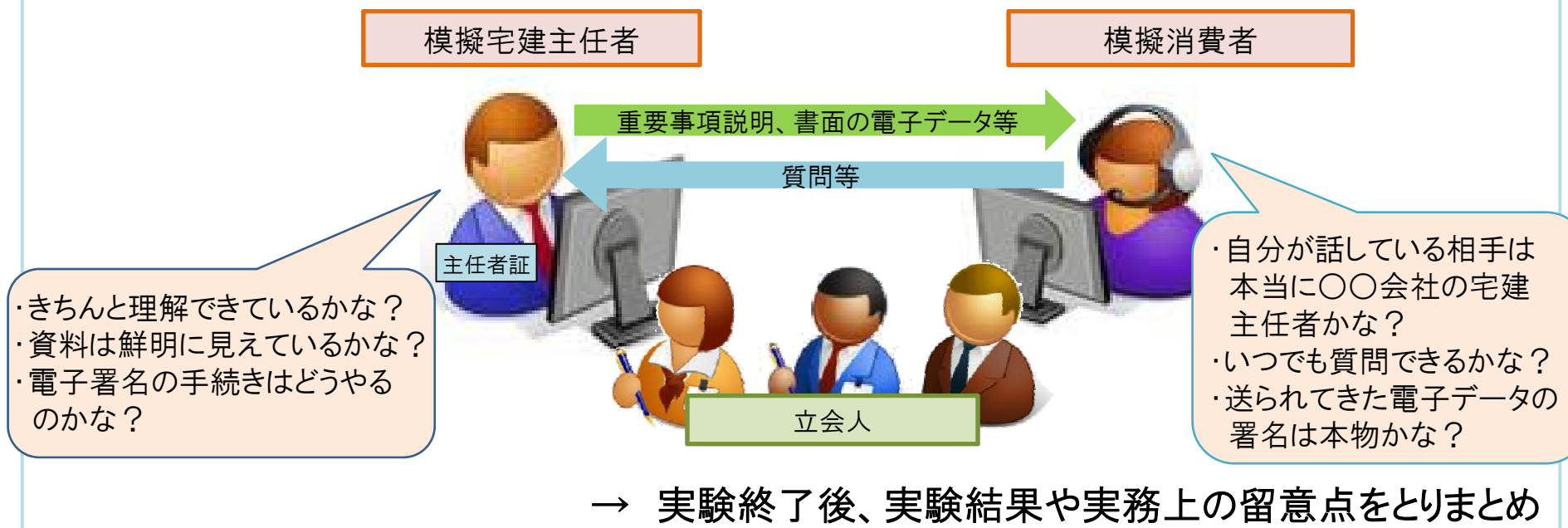
重要事項説明

ITを活用した重要事項説明の実施について模擬的な実験を行い、消費者へのわかりやすさ、なりすまし防止などの観点から、実務上の留意点等を把握する。

書面交付

電磁的な手法による書面交付の実施について模擬的な実験を行い、記名押印への電子署名の活用可能性などの観点から、実務上の留意点を把握する。

実験のイメージ: (例)Skypeでの実験の場合



2. 実証実験の進め方(重要事項説明)

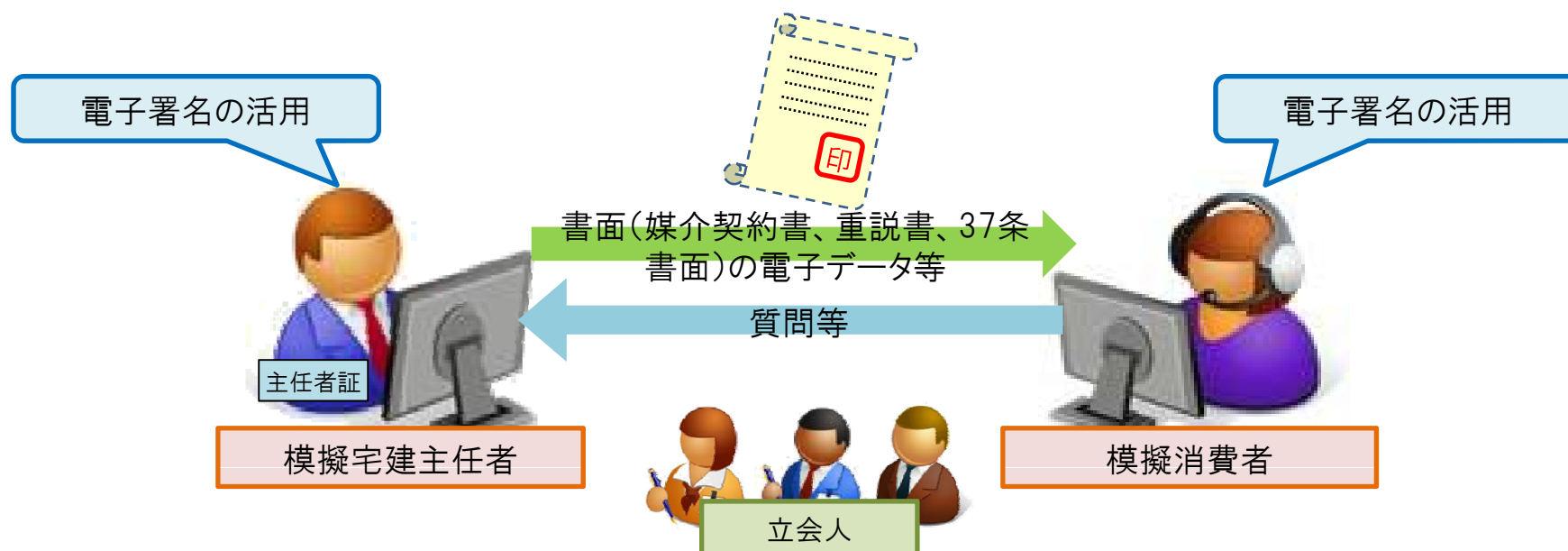
- 消費者へのわかりやすさ、なりすまし防止などの観点から、不動産取引類型(売買・賃貸)ごとに模擬的な実験を行う。
- また、同様の観点から、いくつかのツール(例:Skype(※1)、電子メール、電話、チャット(※2))ごとに模擬的な実験を行う。
- 実験結果の比較検討のため、対面で重要事項説明を行う場合と、上記のツールを用いて重要事項説明を行う場合とで、どのように消費者の理解が異なるかを把握する。
- ITリテラシーに差があると認められる属性(年齢など)ごとにモニター(消費者など)を選定し、模擬的な実験を行う。
- 実験結果のサンプル数にも留意する。



- (※1) Skype (スカイプ) とは、インターネットを利用した電話システムの一つであり、ビデオ通話を行うことも可能である。
 (※2) チャットとは、インターネットを利用してリアルタイムに複数の人がメッセージのやり取りを行うことをいう。

3. 実証実験の進め方(書面交付)

- 主として、事業者・消費者が書面交付を電子的に行う場合に、実務上の支障が発生しないかどうか(例:記名押印に代わる電子署名の仕組みを容易に活用できるかどうか、データの改ざんや毀損のどのように防止するか)という観点から、模擬的な実験を行う。
- また、同様の観点から、ITリテラシーに差があると認められる属性(年齢など)ごとにモニター(消費者など)を選定し、模擬的な実験を行う。
- 実験結果のサンプル数にも留意する。



(参考)電子署名法の概要

我が国においては、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)により、

- ①本人による一定の要件を満たす電子署名が行われた電子文書等について、真正に成立したもの(本人の意思に基づき作成されたもの)として推定すること
- ②認証業務(電子署名が本人のものであること等を証明する業務)に関し、一定の基準(本人確認方法等)を満たすものを国が認定することで、認証業務の信頼性を判断する際の目安を提供することが可能となっており、電子署名の法的基盤が用意されているところ。

電子署名・認証の仕組み

